

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
(株)ティー・エル・エス	代表取締役社長	竹中 洋	福岡県	倉庫業	https://www.tls-net.co.jp/company/outline

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年7月9日
-------	-----------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	・運転手の附帯作業(積卸・検品等)と待機時間の削減、取引先と協働して合理化の取組みを実施致します。
2	A	②	予約受付システムの導入	・トラックの予約受付システムを導入し、納品業者運転手の荷待ち時間を短縮します。
3	A	③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折り畳みコンテナ、6輪カート等を活用し、荷役時間を削減します。
4	A	⑨	荷主側の施設面の改善	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮します。
5	A	⑪	高速道路の利用	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
6	B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
7	B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
8	B	③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じます。
9	B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
10	C	①	契約の相手方を選定する際の法令厳守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
11	D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保等の対策を自社・協力会社と協働で講じてまいります。
12	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際や他の発生が予想される際には、無理な運送依頼をいたしません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
13	F	①	物流他企業との協働化	・ITの導入により自社・他企業の情報を連携しお互いのインフラを最大限利用する事で生産性向上を図ります。
14	F	②	働き方改革の促進	・「女性や60代の運転者を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現」につながる独自の取組
15	F	③	入荷共同便	・仕入先からの入荷を前工程で集約させ入荷台数と待機時間の削減を実施します。

PR欄

我々は流通業界に潜むムダ・ムラ・ムリを排除し最適で効率的な魅力的な物流を目指しております。その為には製・配・販が一体となりこの問題を合理的に解決する事が重要だと考えております。また同業他社と戦略的交流を行いお互いの物流インフラを有効利用する事で労働人口不足問題を緩和し社会貢献を目指してまいります。